

基本料金(13 mm扱い、戸数分の支払となります)	16× 900 円=	14,400 円
消費税		8,224 円
合 計		90,464 円

3. 一点分水扱い

(1) 水道料金の算定及び請求方法

市が大メーターを検針し、水道料金は通常の計算方法で算出した額を、賃貸住宅の場合は所有者へ、分譲住宅の場合は代表者へ一括請求させていただきます。

(2) 水道料金以外にご負担いただくこと

大メーター設置に伴う給水申込金以外の負担金の納付は、必要ありません。

水道料金計算の例（この他、下水道使用料も発生します。）

（口径 25 mm、2 か月で 720 m³の使用水量の場合）

（令和 3 年 1 0 月分以降の改定後料金で計算しています。）

20 m ³ まで	20 m ³ × 65 円=	1,300 円
20 m ³ を超え 40 m ³ まで	20 m ³ × 116 円=	2,320 円
40 m ³ を超え 80 m ³ まで	40 m ³ × 124 円=	4,960 円
80 m ³ を超えるもの	640 m ³ × 173 円=	110,720 円
基本料金		3,000 円
消費税		12,230 円
合 計		134,530 円

戸別扱い又は共用扱いとする場合は

申請や申込金の納付が必要です。

お早めに水道課へご相談ください。

申請がない場合には、一点分水扱いとなります。